

3 各事業所の内容（サービス提供の内容）

【自立訓練（機能訓練）】

	サービスの内容
事業所の目的	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間身体機能の向上の為に理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な訓練を提供する
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な方。 ・特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な方。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職業リハビリテーション</u> (ア) 一般教養 (イ) 手工芸 (ウ) パソコン (エ) スポーツ・レクリエーション (オ) 調理実習 (カ) 自主トレーニング ・ <u>選択コースメニュー</u> ① 水泳 ② 創作活動 ③ パソコン ④ 外出訓練 ⑤ グループ訓練 ⑥ 小グループ活動 ・ <u>医学的・身体的リハビリテーション</u> (ア) 理学療法 医師の処方により、理学療法士が実施します。 (イ) 作業療法 医師の処方により、作業療法士が実施します。 (ウ) 言語聴覚療法 医師の処方により、言語聴覚士が実施します。 (エ) 運動療法 スポーツ活動、身体運動を通じて身体機能の維持・体力強化を図ります。
事業所外支援	<p>通所による利用者の個別支援計画に基づいて居宅を訪問し、下記のサービスを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助 ・他の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 ・食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ・住宅改修に関する相談援助 ・その他必要な支援
標準期間	<p>1年6ヶ月 ※頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、標準利用期間は3年間</p>
定員	20名